



ごあいさつ

糸満市では、平成30年3月に『障がい者が地域で「安心して」、「自分らしく」暮らしていける共生社会を実現できるまち』を基本理念に掲げ、平成30年度から平成35年度(令和5年度)までを計画期間とした第4次糸満市障がい者計画を策定し、障害のある方々が安心して自分らしく暮らしていけるよう、さまざまな障害者施策に取り組んでまいりました。

この間、国においては地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が施行され、重層的支援体制の構築が新たな視点として加えられ、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」などを一体的に実施する取組みが求められるようになりました。また、近年では、誰もが排除されることなく、全員が社会に参画する機会を持てるようになることを目指した”社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)”という考え方も広がり、わが国が抱える高齢化や人口減少などの社会的課題を乗り越えていくためにも、誰もが支え合う共生社会の実現が求められています。

このたび、第4次糸満市障がい者計画の取組みを検証し、新たに第5次糸満市障がい者計画を策定しました。本計画では、前計画の基本理念を継承しつつ、基本理念の考え方として、「多様性を理解し受け入れる社会“社会的包摂”への理解」、「障害の有無にかかわらず一人ひとりの意思決定の尊重」、「QOL(Quality of Life)の向上」を掲げ、引き続き三つの基本目標を掲げて各種施策に取り組むこととしています。

今後、本計画に基づき、本市では、障害のある人もない人も誰もが「地域で安心して、自分らしく暮らしていける共生社会を実現できるまち」を目指し、市民の皆様や関係の皆様とのパートナーシップを大切にしながら、着実に前進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました糸満市障害者施策推進協議会及び糸満市地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力くださった多くの市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

糸満市長 當 銘 真 栄